

# 公 告

平成17年5月29日に執行する京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった立候補者の数が選挙すべき委員の数(宅地の所有者が選挙する委員の定数11名、宅地について借地権を有する者が選挙する委員の定数1名)を超えないので、土地区画整理法施行令第26条の規定により、投票を行わないものとします。

平成17年5月27日

京都市長 榎本頼兼

(建設局都市整備部区画整理課)